

令和 6 年 5 月 1 7 日
(金曜日)

令和 6 年 第 3 回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第 1 日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第1号 専決処分の報告について
(総合体育館自家用発電機改修工事請負契約の変更)
- 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度幌延町一般会計補正予算(第9号))
- 6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 8 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 9 議案第1号 工事請負契約の締結について
(町道駅前仲通線道路改良工事)
- 10 議案第2号 工事請負契約の締結について
(町道幌延北進線道路改良工事)
- 11 議案第3号 工事請負契約の締結について
(茂楽橋橋梁補修工事)
- 12 議案第4号 工事請負契約の締結について
(久喜橋橋梁補修工事)
- 13 議案第5号 工事請負契約の締結について
(町道3条仲通線下水道管路改修工事)
- 14 議案第6号 工事請負契約の締結について
(公営住宅宮園団地1号棟改修工事)
- 15 議案第7号 工事請負契約の締結について
(医療技術職員住宅建設工事(建築主体工事))
- 16 議案第8号 工事請負契約の締結について
(幌延町国民健康保険診療所スプリンクラー設置改修工事)
- 17 議案第9号 財産の取得について
(町営草地トラクター購入)
- 18 議案第10号 令和6年度幌延町一般会計補正予算(第1号)
(閉 会 宣 告)

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日程第11	議案第3号
日程第1		会議録署名議員の指名	〃 12	議案第4号
〃 2		会期の決定	〃 13	議案第5号
〃 3		諸般の報告	〃 14	議案第6号
〃 4		報告第1号	〃 15	議案第7号
〃 5		承認第1号	〃 16	議案第8号
〃 6		承認第2号	〃 17	議案第9号
〃 7		承認第3号	〃 18	議案第10号
〃 8		同意第1号		閉会宣告
〃 9		議案第1号		
〃 10		議案第2号		

出席議員（8名）

議長	8番	西澤裕之
	1番	高橋秀明
	2番	佐藤忠志
	3番	深澤博之
	4番	高橋秀之
	5番	植村敦
	6番	無量谷隆
	7番	齋賀弘孝

出席説明員

町長	野々村仁
町代表監査委員	成田義弘
副町長	岩川実樹
教育長	青木順一
総務企画課長	早坂敦
総務企画課参事	山本基継
住民生活課長	村上貴紀
保健福祉課長	島田幸司
産業建設課長	角山隆一
国民健康保険診療所事務長	古草勝
教育次長	伊藤一男

農業委員会事務局長 (角 山 隆 一)

選挙管理委員会事務局長 (早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
住民生活課長補佐	伊 藤 崇
産業建設課長補佐	新 野 貞 治
産業建設課長補佐	若 杉 忍

総務企画課総務係長	原 田 太 喜
住民生活課税務住民係長	喜 多 優 樹

議会事務局出席者

事務局 長	岡 田 英 樹
主 任	横 山 薫

(10時00分 開 会)

議 長 西 澤 裕 之 君

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第3回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布されているとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において3番、深澤 博幸君、5番、植村 敦君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月17日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和5年第4回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和5年度施行「総合体育館自家用発電機等改修工事」について、設計変更により、契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和6年3月14日付けで、専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額7,590万円を、設計変更により、7,595万5千円に、5万5千円増額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました工事施行に伴い発生するコンクリート殻等の産業廃棄物処分費用の確定額が、概数値を上回ったことによるものです。

以上、報告第1号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたし

ます。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂 敦 君

承認第1号「専決処分の承認を求めること」について、令和5年度幌延町一般会計補正予算第9号の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度幌延町一般会計補正予算第9号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の専決処分による補正予算については、地方交付税の特別交付税が予算額を大きく上回り交付されたこと、また、地方譲与税や各交付金の確定などにより多額の決算剰余金が見込まれることから、翌年度の基金取崩し状況などを考慮し、財政調整基金に積み立てることとしたことなどにより、令和6年3月29日付けで専決処分いたしました。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ6,723万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ56億5,252万1千円にしております。

第2項第1表「歳入歳出予算補正」について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、2款「地方譲与税」404万8千円の増、7款「地方消費税交付金」373万円の増、8款「環境性能割交付金」285万8千円の増、10款「地方交付税」4,988万3千円の増、14款「国庫支出金」347万2千円の増、15款「道支出金」204万2千円の増などで、歳入合計6,723万2千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款「総務費」6,673万3千円の増、10款「教育費」49万9千円の増で、歳出合計6,723万2千円の増額補正です。

第2条地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表地方債補正については、事業費の精査等によるもので、町道駅前仲通線道路改良事業の地方債限度額を6,780万円から6,850万円に補正することとし、既定の地方債限度額の合計8億4,240万円を8億4,310万円に補正しようとするものです。

以下、歳出歳入の順で補正予算の内容について説明いたします。

始めに歳出ですが、12ページをお開きください。

2款1項12目「諸費」では、今回の補正で財源留保となります資金を財政調整基金に積み立てるため、基金管理事業6,673万3千円の増です。6款1項6目「農地開発費」

及び8款2項1目「道路維持費」、同2目「道路新設改良費」では、調査費や国庫補助金及び道補助金の補正に伴い、財源内訳を変更しています。10款1項3目「教育振興費」では、見合の指定寄附金があったことに伴い、教育振興費49万9千円の増です。

次に歳入ですが、8ページをお開きください。

2款から8款までは、いずれも交付決定額が現行予算額を上回ったことにより増額するもので、2款1項1目「地方揮発油譲与税」は168万8千円の増、同じく2項1目「自動車重量譲与税」は236万円の増、7款1項1目「地方消費税交付金」は373万円の増、8款1項1目「環境性能割交付金」は285万8千円の増です。10款1項1目「地方交付税」では、特別交付税の確定により4,988万3千円の増です。令和5年度の特別交付税の総額は、3億988万3千円で、前年度対比1,342万円、4.2%の減となりました。14款2項4目「土木費国庫補助金」では、大雪の影響による除雪対策費として、社会資本整備総合交付金347万2千円の増です。

10ページをお開きください。

15款2項4目「農林水産業費道補助金」では、地域づくり総合交付金の二次募集において、地域産業基盤整備事業が追加で交付決定されたことから、地域づくり総合交付金204万2千円の増です。17款1項6目「教育費寄附金」では、奨学資金指定寄附金の採納したことから、奨学資金指定寄附金49万9千円の増です。21款「町債」につきましては、第2条地方債の補正で説明していますので、省略いたします。

以上、承認第1号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

3番 深澤博幸君

1点だけお伺いいたします。

8ページの環境性能割交付金っていう中身の説明をお願いしたい。

どのような交付金なのか。

総務企画課長補佐 渡邊智民君

お答えします。

環境性能割交付金ですけども、こちらは令和元年10月から新たに制度化されたものでありまして、税率は環境性能割に応じて、0から3%というふうになっておりまして、都道府県から市町村へ交付されるものとなっております。こちらの決算額については、835万8千円で、現行予算との差引きで、今回285万8千円の増額をしたところでございます。以上です。

3番 深澤博幸君

ちょっと今の説明じゃないよく理解できない。

内容的には、どのようなものを環境っていうか、対象になるのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

総務企画課長補佐 渡邊智民君

ちょっと説明が足りなくて申し訳ありません。こちらは車を買うときに掛かるもので、

それを道が徴収して、道から市町村に交付されるというものです。

3 番 深 澤 博 幸 君

車、購入したら、全てに、これが該当するっちゃうことですか。

新車でよく環境なんかかって対象になるやつあるんですけど、中古車買っても、該当になるっちゃうこと。

総務企画課長補佐 渡 邊 智 民 君

はい。これは新車でも中古車でも掛かります。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6、承認第2号「専決処分の承認を求めること」についての件を議題とします。

承認第2号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

承認第2号「専決処分の承認を求めること」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、幌延町国民健康保険税条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

それでは、配付しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せて御覧願います。

第2条の改正は、課税限度額を引き上げる改正で、同条第3項において、支援分である後期高齢者支援金等課税限度額22万円を24万円に引き上げる改正であります。

第13条の改正は、第2条の課税限度額の改正との関連から、その引用する額を改め、同条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額29万円を29万5千円に引上げ、同条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の乗すべき金額53万5千円を、54万5千円に引き上げる改正であります。

次に、附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。第2項は、改正後の条例を適用する年度について規定しております。

以上、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたし

ます。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7、承認第3号「専決処分の承認を求めること」についての件を議題とします。

承認第3号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

承認第3号「専決処分の承認を求めること」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年2月21日及び同年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、幌延町税条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

それでは、配付しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せて御覧願います。

なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

第51条の改正は、町民税の減免を受ける事由に該当することが明らかであるものについて、町長の職権による減免を可能とする規定の追加であります。

第71条「固定資産税の減免」、第139条の3「特別土地保有税の減免」に関しても、第51条の改正同様、町長の職権による減免を可能とする規定を追加する改正であります。

2ページを御覧ください。

附則第5条の2の改正は、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、納税義務者の選択により、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける改正であります。

3ページを御覧ください。

附則第7条の5の改正は、令和6年度分の個人住民税、所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき1万円の減税を実施する特別税額控除の新設による改正であります。附則第7条の6及び5ページの附則第7条の7は、特別税額控除が実施される令和6年度分個人住民税の各納期における税額の計算方法について、新たに規定するもので、附則第7条の6では、普通徴収に係るもの、附則第7条の7では、特別徴収に係るものに

ついて規定しております。

9 ページを御覧ください。

附則第7条の8の改正は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者について、令和7年度分の個人住民税に対する特別税額控除可能とする改正であります。

10 ページを御覧ください。

附則第10条の2の改正は、地方税法の定める範囲内で地方自治体の特例割合を定めることができる地域決定型地方税制特例措置に関する規定において、一定のバイオマス発電施設について、国が示している参酌すべき基準に合わせ、課税標準の特例割合を定める規定の新設、及び対象となりうる期間が終了したことによる規定の廃止等に関する改正であります。

附則第10条の3の改正は、認定長期優良住宅に係る特例について、申請書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合に、特例を適用できることとする規定の新設であります。

12 ページを御覧ください。

附則第11条、第11条の2、第12条、第13条の各規定の改正は、固定資産税の土地に対する課税の特例で、令和6年度の評価替えに合わせ、適用年度を令和8年度まで延長する改正であります。

14 ページを御覧ください。

附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税の特例で、適用年度を令和8年度まで延長する改正であります。

最後に、18 ページを御覧ください。

この条例の附則であります。第1条は施行期日に関する規定で、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。第2条は、固定資産税における経過措置について規定しております。

以上、承認第3号「専決処分の承認を求めること」についての提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第3号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

(成田義弘代表監査委員退場)

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 8、同意第 1 号「監査委員の選任につき同意を求めること」についての件を議題とします。

同意第 1 号について提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第 1 号「監査委員の選任につき同意を求めること」についての提案理由を申し上げます。

成田義弘氏につきましては、令和 2 年 6 月から監査委員として、本町における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査していただいているところでありますが、この 5 月 31 日をもって任期満了となりますので、引き続き成田氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

成田氏の住所は、幌延町 3 条南 1 丁目 14 番地、生年月日は、昭和 31 年 11 月 29 日生まれで、満 67 歳。任期は令和 6 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 4 年間であります。

成田氏は、人格高潔であり、長きにわたり、幌延町商工会において、経営指導員として御活躍をされ、これまで蓄積されてきた知識や識見を基に、引き続き本町の財務管理や事業の経営管理に対して監査を行うには適任と考えておりますので、御同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

大変申し訳ございません。成田氏の生年月日を間違えていました。

昭和 31 年 11 月 27 日生まれでありますので、御訂正をお願いいたしたいと思っております。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第 1 号は、討論を省略し、原案のとおり同意することと御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。

(成田義弘代表監査委員入場)

休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第 9、議案第 1 号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

ただいま議題となっております議案第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第 1 号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和6年度施行 町道駅前中通線道路改良工事。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は1億48万5千円。契約の相手方は天塩郡幌延町字幌延221番地1、土屋建設株式会社、代表取締役、堂 俊英氏で、現在仮契約中です。

工事概要につきましては、本路線の不陸、段差、亀裂の解消を目的に道路改良工事について施工するもので、工事延長は127.75メートル、工期は令和7年1月30日までとしております。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

3番 深澤博幸君

この入札に関わる指名業者、何社があって、その指名業者の氏名と予定価格は教えていただきたい。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけれども、指名業者は5社で、幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社の5社となっております。

予定価格につきましては、税込みで、1億228万9千円で、落札率につきましては、98.24%で第1回の入札で落札しております。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することと御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第2号「工事請負契約の締結」についての件を議題とします。

4番 高橋秀之君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(4番 高橋秀之議員退場)

それでは議案第2号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第2号「工事請負契約の締結」について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和6年度施行 町道幌延北進線道路改良工事。契約の方法は指名競争

入札による契約。契約金額は、1億2,408万円。契約の相手方は天塩郡幌延町栄町6番地8、株式会社高橋建設、代表取締役 高橋 健 氏で、現在仮契約中です。

工事概要につきましては、本路線の不陸、段差、亀裂等の解消を目的に、道路改良について施工するもので、工事延長は217.49メートル、工期は令和7年2月20日までとしております。

以上、議案第2号の提案理由と、これより質疑を行います。

議長 西澤 裕之 君

これより質疑を行います。

3 番 深澤 博幸 君

先ほど同様、指名業者と予定価格をお知らせ願いたいと思います。

産業建設課長 角 山 隆一 君

ただいまの御質問にお答えします。

指名業者は5社です。幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社の計5社ということになります。

予定価格につきましては、1億2,757万8千円で、落札率につきましては、97.26%、こちらも第1回の入札で落札しております。

3 番 深澤 博幸 君

この後にも、工事案件、何件も続くんですけど、昨今の物価高の上昇だとか、人件費の高騰だとかあって、今回の予定価格の査定ちゅうか金額は、道単価で見てるんでしょうか。まずそれから聞きたいと思います。

産業建設課長 角 山 隆一 君

ただいまの質問にお答えします。

契約を行うに当たり、設計を行いますけれども、その根拠につきましては、道単価、発注直近の価格変動を反映させて、予定価格を作っているというような状況です。

3 番 深澤 博幸 君

冒頭申し上げた価格の高騰に関わることで、1年に何回も価格がころころ変わる今の時代なんですけど、今、まさしく、大阪万博でも、当初計画からかけ離れた計画変更されて、その物価高騰による問題点が指摘されていますが、今後、幌延町でも、こういう事態が起き得るんじゃないかって、担当課にしたら、大変その計算するのが難しい状況なんで、その対応策として何か考えておられるのか、その点を伺いたいと思います。

産業建設課長 角 山 隆一 君

ただいまの御質問ですけども、先ほどお話ししたように、その設計に当たって、直近の単価を採用してますんで、そこには当然、人件費の分も入っているという中で、速やかに入札をして契約すると、その時点で、今回は仮ですけども、契約が完了した時点で、請負業者さんの物品の調達が始まるので、ここをなるべく早くやるということが、まず大事なかなと思います。あとは工事の内容にもよりますが、仮に何かを工事施工以外に調達しなきゃいけない場合があって、極端に金額が上がってしまう場合は、設計変更なんかも生じる可能性はあるかなと。そういったものに対しては、対応していくというようなことで考

えております。

3 番 深 澤 博 幸 君

最後に1点なんですけど、小幅な値上がりならまだしも、大きな価格の変動なんかが、物資調達るとき陥った場合、何かその、国に要請する手ではないのか。町単独、単費でやるというのも、これちょっと町民の税金ですから、そうはいかないと思うんですね。そういう状況で、これは全国的に言える話なんですけど、やっぱり国に向かって、その制度設計というのが、これは町長が判断することなんですけど、こういうのが全国的に一律であった場合、やっぱり、一自治体の町村では対応しかねる部分があるんじゃないかと思うんですけど、町村会なり何かでそういう提言をしたらいかがかなと思うんですけど、町長の見解はいかがでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

大きなそういう変化が国も認められるようなときというのは、いろんな災害も含めてもそうですし、降雪のときもそうですけども、国としては、そういう大きなこと自体には対応していただいて、特別給付金ということで、後々、2月、3月に最終決定になる、そういう交付金で埋められるということはあるんですけども、この建設に関しては、ある程度、先ほどからも担当課の方からも御説明しているように、この近々のこの本当に近いところでの精査をしていく、それでスムーズに契約行為がきちんとなされて、今の現時点で契約ができることが、やっぱり必須の条件で、スムーズに進めていかなければ、今みたいに本当に、2、3か月ずつで単価の変わるようなことには、なかなか高額の変化をしてしまうときに対応し切れないんだろうというふうに私どもも考えています。

一応、それぞれ、国にそういう大きな変化があったときには、我々、自治体としても、全国町村会を通じてでも、こういうことの要請は、動きがしていけると思いますけども、現時点での動きとしては、今こういうことをやっているという物価高騰の行政も、今の中央要請のときには入ってますけども、深澤議員が今言われたときみたいに、そういうもの自体が年中に大きな落差が付いたときの対象方法として、国がどうするというところまではいかない。物価高騰の部分についての配慮をしてくださいという要請は、今年度も、期成会の中ですてしておりますけれども、その事態がどういう時点で国からバックボーンとして交付されるかっていうのは、我々自治体としてもそれはお願いをしていくべきものだと考えてございます。

6 番 無量谷 隆 君

この事業は、昨年やった事業の継続ということでありますけども、昨年は冬のために工事が短縮、工事ができないということで、完成までいかないで、春に延びた部分もあると思うんですけども、そういう中で、一応、5年度の計算でやったのか、その辺と、あと、この6年度に換算して、こっちの工事がなされるのか。

それと、3点目には、なぜ去年、冬の工事ができないって、議会にかけてまで延長した経過があります。そういう中で、また今年も2月までに完了ということなんですけど、もう少し早く完了が可能なことにならないのか。可能でなければ、もう少し、工事の短い距離数でやるか何か方法はあるんじゃないのかなって感じがするんですけど、その辺、いか

がなんでしょう。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、道路改良工事の全体像というか計画でございますけれども、議員、今御質問のとおりに、令和5年度については、工事延長を短くせざるを得なかったと。こちらについては、次の質問と重なりますけれども、夏の気象条件が大量の雨が降ったりということで、同時並行で行っている配水管の工事が停まってしまったといったこともあって、工期を延長し、なおかつ、工事延長短くしたというところでございます。ただ、この北進線の道路改良工事につきましては、全体像といたしましては、令和7年度までに全て完了するという計画でございますので、令和6年度の発注分と令和7年度の施行延長で調整をかけておりまして、7年度当初予定していた7年度に全て終わる予定に組み換えているというところでございます。

また、今年度の工期につきましてですけども、こちら発注側としても、なるべく早く工事は終わらせたいという考えはございますけども、それに伴って、今年度もなるべく早く発注をかけております。

しかしながら、いろんな要因が考えられます。また、工期については十分にとるべきということも片や考えておりますので、終わり次第、管理はしますけれども、去年は、加えて舗装の事業者さんの営業が年内で終わるという要件も重なっていましたので、なるべく早く発注して、そこまで持っていくつもりで、考えておりますが、工期については、十分な長さを取らせていただいているということでございます。

6 番 無量谷 隆 君

今年の春に舗装工事の取付け等の施行したんですけども、もう既に、課長さんは見てるかと思うんですけども、ある程度、舗装工事が地盤が安定しないうちに、舗装かかったんじゃないのかなって感じがして、もう既にひび割れが起きております。くぼみもできてる状態なんですけども、それらの更に手直しっていうことは考えてないんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけども、現地の方、よく確認させていただいて、また、北進線自体の工事はまだ進んでいきますので、状況を見て、沿線の方のお話も聞きながら、その辺は柔軟に対応できればと考えております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第3号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

4番 高橋秀之君は、引き続き、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となっております。

議案第3号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第3号「工事請負契約の締結」について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和6年度施行 茂楽橋橋梁補修工事。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は5,918万円。契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8、株式会社高橋建設、代表取締役 高橋 健 氏で、現在、仮契約中です。

工事概要につきましては、問寒別地区に設置した当該橋梁の塗装塗り替えや老朽箇所取り替え等の補修について施工するもので、工期は令和7年3月10日までとしております。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

何回もしつこいようですが、この後も聞いてくんで、もし、あれだったら、同じ質問なんで、指名業者と予定価格をお知らせ願いたいと思います。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

指名業者につきましては5社です。幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社の5社です。

予定価格につきましては、6,106万1千円です。

入札率、契約率につきましては、96.92%で第1回の入札で落札しております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今、この図を見てるんですけど、水道管が今まで水平だったものが、直角に落ちて、また直角に上って水が流れるというふうになってるんですけど、ここに来るまで、よく水道が漏水したりで、水圧が弱くなったりもするんですけど、そういうことを考えなくても、これは十分下がって90度また上がって水が流れるんですか。この上がる下がる部分の直角の部分って何センチぐらいあるんですか。

議 長 西 澤 裕 之 君

休憩します。

(休 憩 10時47分)

(開 議 10時48分)

休憩を解いて会議を再開します。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問なんですけど、ちょっと確認ですが、お配りした資料の下の図を御覧になっていると理解してよろしいでしょうか。

こちらは上から見た図でございます。なので管、青い線書いてありますけど、直角には曲がっているんですけど、上、下ではなく横という見方をしていただければと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

7 番 齋賀さん、理解されました。

上から見ている図です。下から登るのではなくて、右左で曲がるっていう、そういうことです。高低差はないということです。

よろしいでしょうか。

(齋賀議員「はい」の声あり)

はい。ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、4 番 高橋秀之君の着席を求めます。

(4 番 高橋秀之議員入場)

日程第 1 2 議案第 4 号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第 4 号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第 4 号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和 6 年度施行 久喜橋橋梁補修工事。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額は 5, 0 0 6 万 1 千円。契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延 2 2 1 番地 1、土屋建設株式会社 代表取締役 堂 俊英氏で、現在、仮契約中です。

なお、指名業者につきましては、5 社でございます。幌延町 2 社、豊富町 2 社、天塩町 1 社の計 5 社でございます。また、予定価格につきましては、5, 0 8 0 万 9 千円となっております。

工事概要につきましては、開進地区に設置した当該橋梁の橋げた補強や老朽箇所取り替え等の補修について施工するもので、工期は令和 7 年 1 月 2 0 日までとしております。

以上、議案第 4 号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第5号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第5号「工事請負契約の締結」について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和6年度施行 町道3条仲通線下水道管路改修工事。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は1億670万円。契約の相手方は、天塩郡豊富町字豊富表通164番地、豊成建設株式会社 代表取締役 山本博文氏で、現在仮契約中です。

なお、指名業者につきましては5社、豊富町2社、稚内市3社でございまして、予定価格につきましては、1億959万3千円でございます。

工事概要につきましては、町道3条仲通線に敷設した下水道管に経年や地盤沈下等を起因とした、たるみや変形が見られることから、管の更新及びポンプ所1か所の設置について施工するもので、工期は令和7年2月20日までとしております。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号「工事請負契約の締結」についての件を議題とします。

議案第6号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第6号「工事請負契約の締結」について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和6年度施行 公営住宅宮園団地1号棟改修工事。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は5,478万円。契約の相手方は、天塩郡幌延町字問寒別38番地、株式会社森崎組 代表取締役 森崎秀典氏で、現在仮契約中です。

なお指名業者につきましては、5社でございまして、幌延町3社、豊富町2社でございます。予定価格につきましては、5,529万7千円でございます。

工事概要につきましては、当該公営住宅の屋上防水補修及び内外壁の塗装塗り替えについて施工するもので、工期は、令和6年11月20日までとしております。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

1点だけお伺いします。

今後のこの公営住宅の補修工事ちゅうのは、どこまで進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

公営住宅の補修については、年次計画を持って、今ある宮園1号棟から、全て行っていくというような計画で、来年度は、宮園2号棟の同様の補修を予定しております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

この工事は、ここに住んでおられる方が、雨漏りもするし隙間風も入ってきて寒いからやってくださいということだったのか。それとも、今あった年度別の計画の中で、ここを今年やる、それで手を付けるということによろしいんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えします。

公共施設の補修計画については、毎年、現地や状況を確認しながら、計画を組んでおります。その中で、公営住宅も屋根の塗装ですとか壁のひび割れが各棟出てきているので、年次でやろうということで、やっております。

その中で痛みのひどいものは先に取り組むようなことですが、大体、同じぐらいの痛み具合ということなので、1年1年、一つずつやっていくということで、当然、その中では、お住まいの住民の方から、ここ、こうだよという話もあろうかと思えます。そういった細かい部分も、施工の中でお話を聞きながら対応するという形で補修していきたいと思えます。

議長 西澤裕之君

ほかございますか。

3 番 深澤博幸君

ただいまの関連で、私以前にも、公営住宅の湿気が多いという話もさせていただいたんですけど、その辺の解消は、この工事で、されるのかされないのか、またその対応はされてるのかされてないのか、お伺いしたいと思います。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの質問にお答えいたします。

外壁については、かなりひび割れが入っている状況ですので、湿気ということであれば、そこからの水の浸入ということが考えられると思いますので、この補修で改善される部分もあろうかと思います。

3 番 深澤博幸君

思われるじゃ困るんだけど、私は、直接、入居者からその話を聞いて、以前にも、換気扇を常時回さなかったら、湿気が強すぎて大変だと。役場に言えば、いや、常時、換気扇を回せと。じゃあ、換気扇を回す電気代、誰が負担してるって聞いたら、本人だっていうんだよね。その辺を解消していかなかったら、いつまでたっても、その問題点っていうのは残っていくわけで、今課長の答弁で、ちょっとやってくれそうもないような答弁だったんで、もう1回お伺いします。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけれども、まずは、今回の補修とは別に、ロスナイの改修を過去にあったと。確認まず一つ対策を打っていますというところです。それと、先ほど申し上げた外壁、それとあとすみませんが、お答えもれましたけれども、屋上の防水もやりますので、そういった意味では、外部からの水の浸入を防ぐための対応をしているというところですよ。

あとは、既に中に入ってしまった水ということもあるかと思うんで、解消されるだろうというお答えになりましたけれども、あとは個別の入居者さんの状況なんかを聞きながら、修繕対応ということも考えながら、快適な状況を保てばというふうに考えております。

議長 西澤裕之君

ほか、ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号「工事請負契約の締結」についての件を議題とします。

議案第7号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第7号「工事請負契約の締結」について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和6年度施行 医療技術職員住宅建設工事（建築主体工事）。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は8,673万5千円。契約の相手方は、天塩郡豊富町東3条7丁目、株式会社佐々木組 代表取締役 佐々木 淳 氏で、現在仮契約中です。

なお指名業者については、5社でございまして、豊富町2社、旭川市3社でございまして、予定価格につきましては、8,895万7千円。契約率は、97.5%で、第1回の入札で落札しております。

工事概要につきましては、幌延町1条北1丁目28番地5ほかの町有地内に1LDK4戸で構成する木造2階建て、延べ床面積197.08平方メートルの医療技術職員住宅1棟の建築について施工するもので、工期は令和6年12月17日までとしております。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

ちょっと細かいことなんですけど、これ今、お題目、医療技術職員って書かされてるんですけど、例えば空室が出たと。单身の方、入られて、いざ結婚するなり何かの理由で入居者がいなくなったという場合は、一般職員は入れないっちゃう条件なんですか。これ、限定されてんですか。

副町長 岩 川 実 樹 君

一応この住宅につきましては医療技術者ということで、看護師だとか検査技師だとかレントゲン技師だとか医療に関わる職員向けということで、そういった目的で起債も借りておりますので、なかなか目的外使用っていうのは厳しいかなというふうに考えております。

議長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号「工事請負契約の締結」についての件を議題とします。

議案第8号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第8号「工事請負契約の締結」について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和6年度施行 幌延町国民健康保険診療所スプリンクラー設置改修工事。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は8,338万円。契約の相手方は、稚内市大黒5丁目6番16号、桜井冷熱機械株式会社 代表取締役 高島 健吾氏で、現在仮契約中です。

指名業者につきましては稚内市3社、旭川市2社の5社で、予定価格につきましては、8,497万5千円。落札率につきましては、98.12%で、第1回の入札で落札しております。

工事の概要につきましては、当該診療所へのスプリンクラー設備設置等について施行するもので、工期は令和6年12月17日までとしております。

以上、議案第8号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第9号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第9号「財産の取得について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議案に記載した財産の取得について、提案するものです。

契約の目的は町営草地トラクター購入。品名及び数量はトラクター1台。契約の方法は随意契約による契約。契約金額は2,530万円。契約の相手方は、天塩郡豊富町字豊富大通12丁目、エム・エス・ケー農業機械株式会社 道央支社 豊富営業所 所長 木島 真人 氏で、現在、仮契約中です。

こちらにつきましては、1社随契となっております、予定価格につきましては、2,607万円。契約率につきましては、97.05%でございます。

購入する財産の概要につきましては、マッセイファーガソン社製のトラクター1台で、

カタログ値でございますが、全長5.165m、車体重量は6,870kg、エンジンは、水冷4サイクル6気筒ディーゼルで、定格出力は172.7馬力。付属品は、ローダーアーム、バケット、バールフォーク等で、北進地区にある町営草地南沢団地での使用を想定しております。

なお、納車期限は、令和7年3月31日としております。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

3 番 深澤博幸君

これ以前に、前のトラクターがもう使用できなくなったんで、新しく購入するという話は前に伺っていましたが、なぜ、この随意契約になったのか、その経緯と、その以前の使えなくなったトラクターをどうするのか。廃棄処分にしてしまうのか、廃棄処分にするなら、どこへ廃棄するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問にお答えいたします。

随意契約までの経緯について、かい摘んで御説明いたします。

現状6台のトラクター、町営草地管理用として所有しておりますが、全て20年から50年たっている状況で、2台がなかなか使えない状況であるということで、トラクターの購入を計画いたしました。

こちらについては、令和6年度の予算積算のため、2社から見積書を徴取して予算額を算定しておりますが、その後、競争入札を想定いたしまして、トラクター購入に係る指名願いというものを、受け付けしております。

こちらが令和6年2月26日から翌月の3月26日まで1か月間、周知方法としてはこういったトラクターの購入を計画していますと、資格審査、指名を希望する方は出してくださいという内容ですけども、幌延町役場や問寒別出張所にまず掲示しております。また、幌延町ホームページに掲載をしております。この結果、申請が1件のみだったというところで、申請者については、今回の契約相手方であるエム・エス・ケー農業機械株式会社でございました。

当社は豊富町に営業所がありまして、車両導入後の整備点検、保証について迅速に対応できることが想定されます。また、頂いた資格審査の中で、当社については過去に官公庁が発注する作業車両購入契約、こちらの履行実績が複数あるということで、そういったことを勘案して申請のあった1社で随意契約を判断したところでございます。

議長 西澤裕之君

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

産業建設課長補佐 新野貞治君

深澤議員の二つ目の御質問で現有車両の処分についての御質問ということなんですけど

も、一応、故障車両2台と老朽化した車両については、処分の方を行っていききたいということなんですけども、詳細については、まだちょっと決定していないということで御理解のほどお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

3 番 深 澤 博 幸 君

廃棄の方は、難しいから、あんまりこれ以上質問しませんが、随契の話なんですけど、付帯の機材もこの金額に入ってるっていう説明でしたよね。

私言いたいのは、同様の付帯の機器っていうのかな、それを使えるのであれば、このメーカーでなくてもよかったのかなって気がするんだけど、その辺の見解はどう。1社しかなかったって言うんだけど。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけれども、購入に当たって、仕様書という形で、これ以上の性能が欲しいということを、こちらの作業を勘案して出しています。それに対する見積書を事前に頂いているので、それに相応する車両が、これぐらいの値段で、いつまでの納期で出せますというようなところで選定していつているので、その中で、ある程度、多様性があればまた別なんですけれども、これは少し話が逸れるかもしれませんが、納期限の問題もあり、当然、価格も外国製のもので、浮動であったり、いつ来るか分からないみたいなどころもあるので、かなり車両は制限されてしまうのかなと。ただ、こちらが求める性能を発揮できるものは、今回、仮契約まで漕ぎつけていますので、作業的には問題ないというふうに思っております。

3 番 深 澤 博 幸 君

私事で、あれなんですけど、元、この会社にいたんですよ、私。

イギリス製なんですよね。私言いたいのは、国産製のものを、今、世界情勢が厳しい中で輸入もんつつたら、その部品を調達するにも難しい点っていうのは多々あるんじゃないかなって気がしたもんだから、なぜその国産製、提示しなかった、業者がいなかったかっていうことなんですけど、その辺も少し感じ取って欲しかったなって気はするんですよ。国産製はなかった。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと私も機械の詳しいことについては分からない部分もあるんですけども、今おっしゃった国産車両ということで国産メーカーから出てる車両ですけども、今回、導入の車両については、かなりの力のある車両ということで限定しておりますので、国産メーカーで出している車両にあっても、エンジン等の供給は外国のものであったり、そういったことも考えられるということで、機械の選定等については、先ほど御説明しますとおり、資格審査の方に、申請のあった業者の中から選んだということで、なかなか、ちょっと国産まで気が回らなかったというところがございます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

その資格審査に上がるには、先ほど課長が言った町のホームページか掲示板に出したということなんですけども、東急さんは、どこから情報を得たと言ってましたか。ホームペ

ージ見て見つけたのか、それとも掲示板を見て見つけたのかを聞きましたか。

2点目に、課長が性能を求めたと言いますが、馬力もある、175馬力、フロントも付いている、それ以外の求めた性能は何なんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

資格審査を出された方が何を見て出したかは確認しておりませんが、先ほど申し上げたように、事前に予算見積に当たって、2社から見積りは出していただいています。そういったところで、幌延町がそういった購入を予定してるということは御存じだったのかなと思います。

それに加えてホームページ掲示、これは幌延町からのお知らせを出す場合に、指名願い、資格審査の告知とか周知の方法は、その二つを執るということになっていて、そこに倣って出しておりますので、その結果、1社の反応であったというところで理解しております。

それと、トラクターの仕様でございますけれども、いくつか項目があります。まずは駆動方式ということで、こちら、急傾斜地での作業ということを想定していたので四輪駆動、また、機体の寸法ですとかエンジンの仕様、また、タイヤの大きさであったり、そういったものは指定しております。

全長、全幅、全高、最低地上高、機体重量というところで、こちらが機体の寸法に対する仕様でございます、エンジンにつきましても4サイクルの6気筒ディーゼルで、排気量は6,500以上。馬力出力につきましても170以上、最大出力も求めておりまして、180以上ということで、資料の方には記載しております。また、その他ということで、付属部品につきましても、先ほど申し上げたバケット、大きさも2,600ミリ、ベールフォークについても1,200ミリというようなことで、これを満たす機種ということで、資料の方を作っている次第でございます。

議 長 西 澤 裕 之 君

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号「令和6年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。
議案第10号について提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第10号「令和6年度 幌延町一般会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、幌延地区の小中一貫校整備に向けた基本設計に係る経費及び給食センターのエアコン設備修繕に係る予算を計上しています。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,602万円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を60億6,602万円にしようとするものです。

第2項第1表「歳入歳出予算補正の内容」について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、18款「繰入金」7,900万円の増、19款「繰越金」702万円の増で、歳入合計8,602万円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、10款「教育費」8,602万円の増で、歳出合計も同額の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順で、補正予算の内容について説明いたします。

10ページをお開きください。

10款2項1目「学校管理費」では、幌延町小中一貫校整備に向け、早急に基本設計に着手する必要性から、プロポーザル選定委員会委員の報酬10万4千円、共済費6千円、費用弁償17万6千円の新規計上。また、基本設計業務委託料として7,913万4千円の新規計上です。

10款5項2目「学校給食費」では、給食センターの厨房に設置しているエアコンの故障により、早急に更新する必要があることから、給食センター管理費660万円の増です。

次に歳入ですが、8ページをお開きください。

18款1項5目「公共施設等整備基金繰入金」では、小中一貫校建設工事基本設計業務への財源充当として7,900万円の増です。

19款「繰越金」については、今回の補正の財源調整として702万円の増です。

以上、議案第10号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今回小中一貫整備でプロポーザル選定委員ということで、まちづくり委員会でも上がってきたし、選定委員に報酬とか、決め方とかいろいろ委員会で話したんだけど、幌延町にはプロポーザルについての規定とかが無いんですよね。

そういうのを今後作っていくお考えなんですか。それともプロポーザルで今回限りになるかもしれないから、今回これが通れば、もうそれでいいという考えですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

齋賀議員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、委員御指摘のとおり、今まで情報の関係のプロポーザルの要綱しかなかったということで、先日の教育委員会議において要領の制定をいたしまして、選定委員会の設置要領と、それから公募型のプロポーザルの設置要領を制定して、それに基づいて実施していくということで、ちょっと、まだホームページの方にはアップされていませんけれども、教育委員会議の方で要領制定いたしましたので、それに基づいてやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

それは教育委員会仕様なんですよ。町長部局の方では、そういうのは考えられないんですか。

副町長 岩 川 実 樹 君

プロポーザル方式につきましては、やはり、事業の中身によって、プロポーザル型にするだとか、通常行われている指名競争入札だとかっていうふうによってますので、やはり、提案型が適当なものだという事業については、こういった形でやっていくということになりますので、その事業ごとに、またその事業の中身についても、それぞれ違うと思いますので、それに応じたプロポーザルの要綱を策定しながら進めていく考えでおります。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和6年第3回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

(11時31分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 3 番 深澤博幸

署名議員 5 番 植村 敦

以上、記録する。

書記係長 藤田秀紀